

明 文 振 第 5 1 号

平成27年(2015年)11月27日

明石市監査委員 林 郁 朗 様
同 星 川 啓 明 様
同 千 住 啓 介 様
同 宮 坂 祐 太 様

明 石 市 長 泉 房 穂

文化・スポーツ部定期監査の結果に対する措置について（通知）

平成27年10月27日付け明監第120号で提出のあった文化・スポーツ部定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成27年10月27日

2 措置の内容

(監査の結果報告)

1 現金等の適切な管理について

生涯学習センター（以下「センター」という。）においては、現金や切手等を金庫で保管しており、出納簿や切手受払簿等で現金残高や切手の使用状況を管理している。

前年度に実施した準公金に係る行政監査において、金庫内に未整理のまま保管されている準公金（商品券等）があったことから、その整理を口頭により指示したところである。

しかしながら、今回の監査においても当該事例とは異なる未整理の現金や商品券等が保管されており、口頭での指示事項が改善されていない状況にあることが判明した。

センターは、現金の取扱いが多いことから、日頃から現金等の適切な出納管理を行うとともに金庫内の保管物の把握に努め、再発防止のための改善措置を講じられたい。

(講じた措置) 措置年月日：平成27年11月20日

センター金庫内の未整理の現金や商品券等について整理を行い、現金は市の歳入として納入し、商品券等は受払簿を作成し使用状況を管理できるようにいたしました。

今後、定期的に金庫内の保管物の把握並びに現金等の適切な出納管理を行い、未整理現金等発生の再発防止に努めてまいります。（生涯学習センター）